



熱中症にご注意を

熱中症は、気温や湿度が高く、日差しが強いときに、身体の中の水分や塩分のバランスが崩れたり、身体の体温調整機能が正常に働けなくなったりすることにより体内に熱がこもり、体温が異常に上昇することで引き起こされます。正しい知識で適切に予防することが大切です。

熱中症予防行動をとりましょう！

- ① 毎日、熱中症警戒アラートをチェックしましょう
- ② 無理な節電は控え、適切にエアコンを使いましょう
- ③ 室内でも、屋外でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分を補給しましょう
- ④ 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用しましょう

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を設置します

クーリングシェルターとは？

危険な暑さから避難できる場所として「熱中症特別警戒アラート」が発令された際に、暑さをしのぎ熱中症を防ぐための施設として一般に開放します。

湯浅町のクーリングシェルター

場所	住所	開設日	休館日	受入可能人数
総合センター	湯浅町湯浅 2707-1	①～⑤ 8時30分～21時 ⑥9時～12時	日曜 祝日	30名程度
宮西文化会館	湯浅町湯浅 1696-1	①～⑤8時30分～17時	土曜 日曜 祝日	10名程度
野下・出水文化会館	湯浅町湯浅 2123-7	①～⑤8時30分～17時	土曜 日曜 祝日	10名程度
横田文化会館	湯浅町栖原 6	①～⑤8時30分～17時	土曜 日曜 祝日	10名程度
湯浅町立図書館	湯浅町湯浅 1075-9	①～⑥ 9時～21時	毎月最終金曜日 9/16②～9/30②は 臨時休館日	20名程度

クーリングシェルター利用時の注意事項

1. 飲料は各自でご用意ください。
2. 施設の休館日や修繕等で臨時休館の場合には、熱中症特別警戒情報が発令された場合でも開放しません。
3. 利用時は各施設の指示に従ってください。

熱中症特別警戒アラートとは

気温が特に高くなり、熱中症等によって重大な健康被害が生じる恐れがある場合に、環境省から発表される警戒情報です。

「熱中症警戒アラート」より、さらに深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒アラート」が新設されました。

※熱中症対策としてクーリングシェルターを一般開放しますが、自宅にエアコンがある等、涼しい環境が確保できる場合は、クーリングシェルターへの移動は必須ではありません。

7月から胃内視鏡検診（胃カメラ検診）が受けられます

令和7年度 胃内視鏡検診対象者

☆令和7年度中に50歳～68歳の偶数年齢の誕生日を迎えられる方

☆70歳以上で前年度胃内視鏡検診を受診していない方は申し出によって受診できます。

対象年齢（生年月日）	
50歳	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日
52歳	昭和48年4月1日～昭和49年3月31日
54歳	昭和46年4月1日～昭和47年3月31日
56歳	昭和44年4月1日～昭和45年3月31日
58歳	昭和42年4月1日～昭和43年3月31日
60歳	昭和40年4月1日～昭和41年3月31日
62歳	昭和38年4月1日～昭和39年3月31日
64歳	昭和36年4月1日～昭和37年3月31日
66歳	昭和34年4月1日～昭和35年3月31日
68歳	昭和32年4月1日～昭和33年3月31日

検診実施医療機関

住所	医療機関名	電話番号
湯浅町	児島医院	Tel 62-2066
	済生会有田病院	Tel 63-5561
広川町	はしもとクリニック	Tel 62-2226
	横矢クリニック	Tel 65-2333
有田川町	あや内科消化器クリニック	Tel 23-7850
	有田南病院	Tel 52-3730
	かなやクリニック	Tel 32-5552
	西岡病院	Tel 52-6188



申込開始時期 6月23日①～

各医療機関に直接お申し込みください。

受診期間 7月1日②～令和8年2月28日③

持ち物 ①クーポン券（黄色）②保険証 ③お薬手帳 ④これまでの血液データ（③④お持ちの場合）

※クーポン券（黄色）がお手元ない場合はご連絡ください。

受診にあたって

- がん検診は自覚症状のないときに受けましょう。すでに気になる症状のある方は、検診を受けずに医師に相談してください。
- 鎮痛剤・鎮静剤は原則として使用しません。
- ご自身が処方されているお薬については医療機関にお尋ねください。

ご注意事項

- 検診当日は必ずクーポン券（黄色）をご持参ください。
- 令和7年度（4月1日～令和8年3月31日）に胃がん検診（集団健診での胃バリウム検診・人間ドック等）を受診済み・受診予定の方は胃内視鏡検診を受診できません。
- 例年検診受付終了間際の2月は申し込みが殺到し、受診できない場合がありますので、お早めに受診してください。

障がい者等用駐車場の適正利用のために

問 福祉課 福祉係 ⑩番窓口 Tel 64-1120

障がい者等利用駐車場区画は、身体に障がい（視覚障がい・肢体不自由・心臓や腎臓などの内部障がい）のある方や、妊産婦、高齢者、病気やけが等で歩行が困難な方が、車の乗り降りをしやすいように配慮された駐車スペースです。

思いやりの気持ちでマナーを守り、適正に駐車場を利用しましょう。

